

平成18年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び閉会
平成18年9月26日 午前10時00分 開会
平成18年9月26日 午後 2時43分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名
- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 山下 和 弥 | 2番 朝 岡 佐一郎 |
| 3番 西 井 覚 | 4番 藤井本 浩 |
| 5番 吉 村 優 子 | 6番 阿 古 和 彦 |
| 7番 川 辺 順 一 | 8番 川 西 茂 一 |
| 9番 寺 田 惣 一 | 10番 下 村 正 樹 |
| 11番 岡 島 辰 雄 | 12番 野 志 昭 |
| 13番 西 川 弥三郎 | 14番 南 要 |
| 15番 亀 井 一二三 | 16番 高 井 悦 子 |
| 17番 白 石 栄 一 | 18番 石 井 文 司 |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	助 役	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	総 谷 裕 彦
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	吉 川 弘 明
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	清 村 好 伸
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵		

6. 会議録署名議員 7番 川 辺 順 一 10番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時00分

阿古副議長 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

議長所用のため、私がかかわって議長の職務を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

16番、高井悦子君の発言を許します。

はい、16番、高井君。

高井議員 おはようございます。議長の許可をいただきまして一般質問をさせていただきます。

2点でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目です。子育て支援についてでございます。働きながら子育てできる保育環境の拡充として病後児保育の実施についてお伺いをいたします。ご存じのように日本では合計特殊出生率が1.25と低下するなど、少子化と人口減少が問題になっております。しかし、世界的に見ると、人口が減少している国は国連推計で226カ国中24カ国という非常に少ないもので、日本がその最たるものだと言われております。日本の出生率の低下が政府の予測を超えて進行している根本には、非正規雇用の増大という経済的環境の悪化、長時間労働や妊娠リストラと言われるものの横行や、低い育児休暇の取得率などの職場環境の改善が進んでいないなど、働きながら子育てすることが以前にも増して困難になってきている状況があります。若者の雇用形態は、今や、2人に1人が非正規雇用になってきていると言われ、これでは結婚することも、子供を生み育てていくことも困難という現実があります。結婚をしても共働きをしなければ生活をしていけないという切実な現実と、女性の職業意識や自立意識の高まりは、働きながら結婚をし、子供も生み育てていける環境づくりの整備が本当に求められております。子育てを支援する方策はいろいろあるわけですが、今回は、保育所整備についてお伺いをいたします。

葛城市においては、公立保育所3園、私立の保育所3園と恵まれた環境となっております。入所待機者もほとんどない状況で運営されております。しかし、3園については定員を1.25倍上回る状態で保育が実施されるなど、保育所の需要は今後においてもまだ高まってくることが予想されております。また、保育所は入所児童だけの施設ではなくて、地域での子育て支援の拠点としての役割も大きく果たしております。新市建設計画では、子育て支援センターとしての保育所整備などが計画に盛り込まれているところであります。新市建設計画や基本計画における保育所整備計画は、現在、どのように進められているのでしょうか。まず、お伺いいたします。

次に、保育所整備計画にかかわって検討していただきたい問題として、病後児保育の取り組みについてであります。病後児保育とは、現在、保育所に通所中の児童が病気の回復期で集団保育の困難な時期、一時的にその児童の保育を行うというもので、それにより保護者の就労と子育ての両立を支援をし、児童の健全育成が図られるというものであります。熱は下

がったけれど、集団保育はもう少し心配というときに預けられる所、それが病後児保育の機能を持った保育所であるわけです。こんな体制を持つ保育所が市内に1つあれば、共働き家庭にとってとても心強い助けになる場所です。病気の子供は病気そのものの心配と、仕事を休めない職場に対する心配と、その両方で仕事をやめざるを得ないということも多く、母親たちを苦しめているのが現状であります。政府は病後児保育などの施設整備を2009年には1,500カ所にふやすという目標を掲げております。奈良県下でも、奈良市を初め幾つかの自治体で実施をされ、働く家庭への積極的な子育て支援が行われております。病後児保育は、一般の集団保育室でなく別の区切られた部屋で保育されることから、その設備が必要なことや、看護師を置くことなどが決められております。新しい保育施設が建設されるときに計画的に整備されることが必要になっているわけです。障害児保育や延長保育、一時預かり保育や保育所地域支援活動など、既に実施されているこれらの事業をさらに充実させるとともに、現代の時代の要請ともなっております病後児保育の実施は、保育施設整備を計画されようとする今、同時に検討されなければならないものであります。葛城市の積極的な子育て支援施策の打ち出しは、働きながら安心して子育てできるまち、若い世代が移り住みたくなるような、そんなまちづくりの1つとしての注目の施策となります。病後児保育の必要性とその施設整備についてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

次に、住民参加を進める基本となる行政情報の提供と公開についてお伺いをいたします。皆さんご存じのとおり、地方自治とは地方のことは地方みずからが治めることを意味し、国から独立して地方公共団体が住民の意思に基づいてその事務を処理することをいいます。地方自治が本来の自治で、地方の自治と言われるためには、国から独立した地方公共団体がその判断と責任で行う団体事務、そしてその事務の処理や実施を住民の意思に基づいて行う住民自治と、その両方の要素が満たされることが必要であるというように言われております。「人民の人民による人民のための政治」、リンカーンの言葉ですが、地方自治、住民自治のあり方として「住民の住民の意思による住民のための政治」、これが本来目指すべき自治体の姿であり、それに向けた努力が求められる場所です。

今、住民参画や住民との協働ということが盛んに言われております。それを進めていく基本となるのは、行政がどれだけ積極的な情報公開を行い、開かれた行政の姿勢をどれだけ徹底するかにかかってくるのではないのでしょうか。住民みずから自分たちの住むまちの現状を知り、それにかかわる行政の姿勢や考え方を知ることができる、また、住民との意見交換や、まちのあるべき姿が議論できる場がある。そして、それを通じまして相互理解ができて、行政と住民が目標を同じくして行動できるようになる、それは住民自治のあるべき姿ではないかと思うのですが、葛城市としての住民参加のまち、対話と協働のまちづくりと言われております。現状の取り組みをどのように評価されているのでしょうか。お伺いをいたします。

次に、情報公開条例に基づく情報の開示についてお伺いをいたします。情報公開条例や個人情報保護条例、そして今議会での行政手続条例と、行政運営にかかわる公正の確保や透明性の向上、プライバシー保護など、公平で公正な行政運営のための条例整備が整ったという状態になっております。そこで情報公開条例における第2条、情報公開の実施機関について

お伺いたします。実施機関は市長や議会、教育委員会や農業委員会、監査委員や公平委員会など10機関というふうになっておりますが、第20条の出資法人の情報公開では、市が出資する法人等で市長が規則で定めるものはこの条例に基づく市の施策に留意しつつ、情報の提供、その他情報公開のために必要な措置を講じるよう努めなければならないとされております。ここでは土地開発公社、社会福祉協議会、シルバー人材センターを指しているものですが、この3つの出資法人について、情報公開条例においては、努力規定に現状ではとどまっておりますが、実際、この現状、努力義務をどう進めようとされているのかお伺いをしたいと思います。特に、土地開発公社の情報公開についてのお考えをお伺いするものでございます。

質問は以上でございます。

再質問は自席から行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

阿古副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま、高井議員さんの方から、子育て支援について2点にわたりましてご質問をいただきました。

1点目につきましては、病後児保育、あるいは保育所の整備ということでご質問をいただいたわけでございます。

答弁といたしまして、本市では現在、特別保育事業といたしまして、2歳児未満の保育、障害児保育、長時間保育、延長保育を実施しておるところでございます。また、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育を必要とするときに利用できる一時保育の保育サービスにも努めておるところでございます。ご質問の病後児保育の実施ということでございますが、質問にもございましたが、保育所に通所中の児童等で、病気の回復期に当たることから集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に病後児保育室で保育を行うというものでございます。現在、奈良県では5カ所の保育所がそれぞれの私立の保育所に委託されておるという現状でございます。事業に、実施に当たりましては、病後児保育室の確保と看護師の配置など必要であります。今後、この保育所の運営並びに保育所の整備を視野に入れまして、住民のニーズも把握しながら検討してまいりたいとこのように考えておるわけでございます。保育所整備につきましては今現在、公立で3施設あるわけでございますが、築30年近く経過しておるわけでございます。そうした中で、保育所の整備という形で内部的に検討いたしておるところでございます。そうした中で病後児保育というものも併せた中で、今後、検討してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

阿古副議長 はい、企画部長。

吉川企画部長 16番、高井議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思っております。

行政情報を積極的に公開することについて、お尋ねいただきましたことにつきましては、葛城市情報公開条例に基づきまして情報を開示しておるところでございます。その中で特に、市が出資する法人の情報開示のことにお尋ねいただきましたことにつきまして、ご答弁申し

上げたいと思います。

葛城市土地開発公社についてでございますが、土地開発公社の予算につきましては、毎年3月に、また決算につきましては毎年6月に、経営状況の報告として本議会に提出して詳細にご説明申し上げているところでございます。なお、現在、理事7名、また監事として議会よりの1名を含めました2名で、公有地の拡大の推進に関する法律や土地開発公社の定款を遵守いたしまして、適切に運営いたしておるところでございます。

お尋ねの土地開発公社の行政情報の積極的な公開ということでございますが、現時点では、土地開発公社の情報の開示はいたしておらないところでございますが、県下の他市の状況を調査し、また理事会においても検討いたしておるところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上で、ご答弁にかえさせていただきます。

高井議員 まだお答えいただけていない部分があるんですが。市の積極的な情報、住民参加を進める上での基本的な姿勢ということでお伺いはしているんですけども。公社以外の問題として。住民参画や住民との協働ということかどうかということでお伺いしてます。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 失礼しました。前段でお尋ねの件でございますが、市長の施政方針でもありますように、協働のまちづくりを進めていく上におきまして、18年度から市政モニター等を設置いたしまして、地域ぐるみでまちづくりを進めておるところでございます。先日も議会の方で議決いただきました葛城市の基本構想におきましても、市政モニター、また地域の皆さん方の懇話会を設置いたしまして、各種団体、また地域の各層の皆さん方の参画を得て、協働によるまちづくりを進めておるところでございます。今後も、大きな今後のまちづくりの柱でございますので、積極的な参画をいただきながらまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

阿古副議長 はい。16番、高井君。

高井議員 今、お答えをそれぞれいただいたわけですけども、まず、病後児保育についてですけども、今後、保育所の整備にあわせて検討していきたいということでございますので、これはぜひ、そういう方向でお願いしたいと思うんですけども、やはり、この葛城市が元気なまち、もちろん、産業の誘致であったりいろいろなあるわけですけども、その元気なまちづくりということの中に、私はやはり、この少子化が進む、人口減少が進むという状況の中で若者が定着する、若者が住み続けられるようなそんなまちっていうのが、私は非常に魅力的なまちではないかなというふうに思ひます。もちろん、当然、住み続けてもらうためには雇用が安定されなければなりませんので、優良企業の誘致ということは本当に大事なことで思ひますし、いわゆる住宅開発いう部分も一定大事だというふうに思ひます。

ですからそれとあわせて、特徴のあるまちづくりとして、やはり元気なまち、子育てを支援できるようなまちというのが大きなウエートを占めるというのが、私は非常に大事なのではないかなというふうに思ひます。

奈良市で行われております病後児保育の実施されているところを見てみますと、やはり働くお母さんのための施設というのがあります。もちろん奈良市全域から奈良市に子供を預けて、市域に預けている子供さんがその保育所に病後児保育として登録をして利用されるということなんですけれども、実際には車で20分くらい程度の、その保育所の近くにある人しか来られないというような状況からすると、ちょうど、やはり葛城市域で1カ所、病後児保育があるというのは、地理的にも非常にいい状態であるのではないかなというふうに思います。これは、やはり建設時点でないとリビング的なものが要り、個室が要りということで、それは小さい個室ですけれども、そういう施設が要りますので、これは積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それと、住民参画を進める基本的な姿勢ということでお伺いします。まず、どういう形で住民参画、参加を強めていくのかということでお伺いをしたわけですけれども、現状においても市政モニターでありますとか、まちづくり懇話会などを開きましたということですが、私はこれはやはり非常に消極的なとらまえ方だなというふうに思うんです。総合計画の策定の問題のときもいろいろ申し上げたわけですが、やはり行政自身はまちの現状を住民に知らせる努力というのは物すごく大事だと思うんです。そして、そのことによって住民は知ることができる。そして、その物事や事業について行政の考え方や姿勢を初めて知ることができるわけです。そこになって初めて、住民は意見を言えるということになると思うんです。現状がわからなかったら意見も言えないというところなんです。今は、やはりそういう状態にあるのではないかなというふうに思うんです。その点で、その次の段階としては、やはり行政と住民との意見交換ができる、相互理解ができるための、住民と行政との意見交換、キャッチボールができる、そして、その中で提起をされた事業に対してあるいは行動に対して、同じ認識を持って取り組むことができるわけで、それが本当の住民参画である、参加であり協働であるというふうに思うんですね。それを抜きにすると、これは市民の責務だというような形でもしおろされるとしたら、これは大変な間違いになるというふうに思いますので、その点で、私はやはり非常に不十分だと思います。特に、今後において、住民と行政が意見のキャッチボールをでき、そして同じように行動ができるような住民自治能力を高めるような、行政はまずその努力をしていっていただきたいなというふうに思います。その点について、もう一度お考えもお伺いできればというふうに思っております。

それと、次に、情報公開条例に基づいての情報開示ということでもあります。市が出資する法人というのは、土地開発公社であり、社会福祉協議会であり、シルバー人材センターということなんです。現実には、シルバー人材センター、そして社会福祉協議会というのは、既に、いわゆる文書開示要綱、規定を持っているわけです。土地開発公社は、いわゆる情報公開の枠内であると。条例外にあるということの中で、まず、要綱自体が持たれているのかどうか、それもお聞きしたんですけれども、その点も改めてお伺いをします。

それと、現時点では、情報は開発公社については公開をしておりませんということでもあります。もちろん、開発公社の予算、決算については3月議会、6月議会で経営状況報告ということで詳細にいただいているわけです。ただ、私はその時点でも毎回お願いをしてい

るわけですが、確かに詳細として報告をされます。けれども、ここで出ております、例えば新庄駅前通り線事業用地として1,612、これは17年度の決算ですが、出てますけれども、これは1筆ではないんですよね。幾つもの筆があって幾つもの地番があって、幾つもの用地買収価格があるということなんです。その点で、すいません、これ、幾つもあると思うんですよ、そやから、そういう部分についても、1本の報告ではなかなかわかりません。だから、細かく言ってくださいということもいつも言います。そして、助役は、いつも聞いたことについては地番も面積も金額も言うていただくわけですが、それを、こんな全部聞いていたら大変ですから、私はいつも資料として提出をお願いしたいということを求めています。

けれども、もう2回、17年と18年、ことしお願いをしましたけれども、資料は出てこないということでもあります。ただ、この公式の場できちっと通ったことに対しては中身は言われているわけです。その言われていることを資料としてくださいと言うことがだめだ、ということはどういうことなのか。私自身はこのことについて議員の資料提供ということで、この7月の末でしたか、いたしました。そうしたら、そういう開示要綱というのはまだ、というようなあいまいなお言葉でしたので、それならそれとあわせて情報公開条例での開示をお願いしますということで、議員の資料提供と2つをお願いしたわけです。来た返事が、いわゆる開発公社の情報は不開示であるということで、一切何も来なかったということなんです。情報公開の対象になってませんと、言いませんと、開示、一切していませんということであれば、そういうことであれば、またちょっと別の問題があるわけですが、実際、本会議で報告もされていることが、なぜ「資料としてください」ということが不開示なのかというのが、私は本当に理解できないのです。別に何も無理なことは言うてとは思わないんですけれども。その点で、どういうお考えなのか、これ、議会の議事録を見ますと、かなり詳細に言っているんです。これは聞いたことに対して詳細なだけで、まだそれ以外に何筆も何筆も、多事業にわたっておりますので、そんなここで聞くわけにはいきませんので、くださいということです。言われていることが何で資料として出てこないのか、その点改めてお伺いしたいと思います。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 高井議員さんの再度のご質問でございますが、基本構想におきましても、市民参画による協働のまちづくりの推進ということを1つの政策目標に掲げておきまして、この基本構想を策定する段階におきましても、まちづくり懇話会であるとか、市政モニターの方、また総合計画審議会の構成メンバーの方に各種団体、また議員さんも含めたメンバーの方に入っておいておるところでございます。旧両町におきましては、各種団体、また区長会、44カ大字の各地域の信任を受けられた区長さんもおいででございます。定期的に区長会も開催しながら、大局的な立場でまちづくりにご意見をいただいております。

今回の基本構想の策定におきましても、今、議員、ご意見いただいておりますように、パブリックコメントを実施いたしまして、市民、皆さん方のご意見を拝聴しております。今後も協働によるまちづくりの推進のために、ご意見をいただいておりますように、

十分市民の意見を聞く場をする努力を持っていきたいと考えております。

それと、もう1点の公社の情報開示でございますが、先ほども申し上げましたように、公社の理事会におきましても十分今、検討を重ねておるところでございますので、奈良県下で情報開示されてるところ、また不開示の市のところということで、いろいろあるわけでございますので、その辺を言われているお考えを十分理解いたしまして、理事会で今後も検討いたしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

阿古副議長 助役。

岡本助役 高井議員さんのお尋ねの開発公社の問題でございまして、今、吉川部長、答えましたように一応、公社につきましては非開示になっておるという状態で、高井議員さんおっしゃるように資料提供がないということになったと思うわけでございますけれども、今、答弁いたしましたように、理事会の方で検討を加えておるということで、できるだけ早い時期に高井議員さんのおっしゃる資料の提供をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

阿古副議長 16番、高井君。

高井議員 はい。今、お答えいただいたわけですが、これは私が公社に開示請求を求めたときの開示しないことを決定した理由ということであるわけですが、求めましたのは公社が所有する土地の明細ということで、資料提供を求めたわけでありまして。開示しないことを決定した理由ということで、「土地開発公社は公共用地の先行取得を主な業務としております。その業務遂行に相手方の個人情報等の買収価格が公開されることとなると、今後の用地交渉に重要な支障を来すことになるため、公開はしない方針で現在に至っておりますので、ご理解ください」ということですね。公開しない方針で現在に至っておりますということなんですけれども、私がお願いしているのは、本会議で言われている内容を資料としてください、と。本会議で実際、これら、公表しているんですよね。公表しておられることについて、資料としてくださいというのがなぜ不開示なのか、というのが私は理解ができませんし、やはりそのことについて、きちっとした対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、いわゆるここで相手方の個人情報であるとか、後々の用地買収に支障を来すということですが、別に個人の名前まで出せということは、私、今まで1回も言ったことはないと思うんです。ただ、もう随分前ですが、個人の名前まで、というようなことはあったと思います。それは、そういうことで個人の名前など必要ないということでもあります。ただ、地目であったり地番であったり、買収価格であったり、それらはやはり、必要なことだと。住民の貴重な税金でもって賄って出資をしている、いわゆる土地開発公社としては、やはり報告をきちっとしていくのは当然だと思いますし、そして、用地買収、今後の事業運営に支障を来すということでもありますけれども、やはり、その用地買収をされるに当たっては、きちっと鑑定もなされ、して買収されていることだと思います。そして、たとえそれが高い金額であったとしても、それは高い金額で買収しなければならないという必要性と、やはり根拠になったものがあるというふうに思うんです。ですから、やはり住民にきちっと知らせながら、これは何も公表して配るわけやないですからね、こんな隠してたって用地

買収なんて特にもう、「あの人のところ、何ぼで買うてもらいはった」というのなんてすぐわかるわけです。その中で高い、低いがあって、「なんや、おかしいな」ということになるわけです。これが公開されていたとしたら、これは当然、「高いのはこういう理由です」「こういう低いのはこういう理由です」ということで住民に理解をいただけるわけです。そのための情報公開であるということ、私はしっかり認識をしていただきまして、今、既に本会議場で公開をされているような中身というのは、きちっと資料としていただけるように重ねてお願いをしときます。

終わります。

阿古副議長 高井悦子君の発言を終結いたします。

ここで議事の都合により、一般質問の順番を南議員と藤井本議員を入れかえたいと思います。

次に、4番、藤井本浩君の発言を許します。

はい。4番、藤井本君。

藤井本議員 それでは、許可を得ましたので、私の質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の質問事項は屋敷山公園内の3つの施設、また場所についてであります。

1点目はこの公園、大きな意味での公園内にあります、公園部分ときちっと隣接する第2健民運動場についてでございます。バックネットや照明の設備もちゃんと整備をされており、球技には非常に適したグラウンドとして、特に、ソフトボールの試合やそういった大会に利用されているのが現状でございます。しかし、バックネット側にはフェンスはあるものの、外野側にはフェンスがないというのが現状です。大きなグラウンドでしたら特に問題はございませんが、レフト側はホームベースからはかってみますと6、70メートルしかなく、そこには公園利用者の通路、道路があるわけです。ダイレクトにそれだけの距離を打つ人は少ないとしても、強く転がるボールであればというふうに考えれば、だれもが打って届く距離です。ここに安全面として問題はないのでしょうか。お答えを求めたいと思います。グラウンド利用者、球技をする人と、そういう人からは子供たちに注意を促して行っているとか、危ない場面だったというような、そのような話はよく聞きますが、幸いにして、私が知る限り、子供が大きなけがをされたということは聞いておりません。しかしながら、言葉をかえれば、ホームベースから公園を向いて打つ。大きいのを打ってあげようということで、公園をねらって打つ。よくローカルルールと言って、そこの地域に応じたルールを使うんですけども、道路まで届いたらホームランですよと、ねらって打っているわけです。安全の確保として、公園に適したフェンス、フェンスをすると一体感というもの問題点も生じますのでフェンス的なもの、あるいは公園の利用者に注意をしてもらうような看板などが必要と思いますが、この点についてもお伺いしておきたいと思います。

2点目について、同じくこのグラウンドの利用者の車の駐車の数について申し上げます。何か球技ということで利用されているときには、グラウンドの西側に道路があるわけですが、そこに何台もの車が連なって並んでいるのをよく目にします。この第2健民グラウンドには確かに、グラウンド南側に下ったところに約20台程度の駐車場が完備されていますが、

実際には余り利用されていないというのが現状であります。それより、このグラウンドの道路を挟んで西側に大きな駐車場がございます。しかし、通常は鍵がかけられており、グラウンドを利用の場合、ふだんはあけてもらえず利用ができません。なぜならそれはマルベリーホールの駐車場、マルベリーホール駐車場と書いてあります、マルベリーホールの駐車場だからです。この不満の声は、「近くに駐車場があるのになぜ使えないんだ」とこういったこの不満の声は、私はよく耳にします。決まりはあると思いますが、道路への駐車をなくすためにも、ここを、グラウンド利用申し込みがあった日にはあけてもらえるような、そういった体制づくりをできないでしょうか。簡単なことですが、ご答弁、お願いいたします。

屋敷山公園内のことの3つ目についてご質問いたします。公園内北東部に位置する前池という池についてであります。と言ってもご存じのない方が多いと思われます。公園でいう北側で、県道山麓線の西側に面しており、ちょうど古墳の東側に位置します。この池は歴史博物館にもあります江戸時代の『新庄陣屋絵図』にも、ひょうたん池とともに記載がある池であります。堀であったというふうに考えられております。ちなみに、ひょうたん池とは公園内で噴水のある、皆さんご存じの池のことです。

この前池の現状はと申し上げますと、草や雑木が生い茂り、ここ何年も整備されていないというのがよくわかります。付近では危険な場所とされ、実際、PTAの関係者と思われるのですが、危険な場所を示す赤い旗が立っていたこともございました。ここは公園内では本当ではないのでしょうか。新庄城跡の堀とされているこの池、もう少しきれいにはできないでしょうか。屋敷山公園内にここ数年、掃除も清掃もされず、きれいでない、かつ危険と思われるような池があります。この件についてのお考えを求めておきたいと思います。

次の質問事項は葛城市内、本市内の唯一の滝と思われます、黒水の滝についてであります。この滝は、大字山口の西方、山の中に位置すると葛城市の観光マップや各案内板にちゃんと載っています。台風の被害により、そこへ行く登山道が遮断されたとも聞きましたが、私自身、本当に一度行きたいという気持ちは強いんですけども、実際にはどうなっているのでしょうか。把握されている範囲で結構ですので、お答え、お教えてください。この黒水の滝をインターネットで検索してみますと、興味のある方、マニアの方ですね、という匿名でしたので思われますが、この人がここへ載せておられます。黒水の滝に向かわれて、その感想として、「チャレンジはお勧めできない」と、このように述べられております。このように興味のある人は観光マップを見て出向かれます。安全面等、問題はないでしょうか。

さらに、新庄町、旧の新庄町ですね、町制50周年の時、約30数年前になりますけれども、そのときにはこういった記念誌、新庄の50周年記念誌というものが発刊されております。この表紙を飾ったのが今申し上げている黒水の滝と、ここに載っている黒水の滝であります。当時はまちの自然資源であったと、私自身、思っているんですけども、この滝をもう一度取り戻すような計画等はできないのでしょうか。安全面と併せてお答えをいただきたいと思えます。

私の質問は以上です。よろしくお願いいたします。

阿古副議長 教育部長。

宮西教育部長 4番、藤井本議員さんのご質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、第2健民運動場で少年野球やソフトボール等をなさっている場合、外野への飛球が公園遊歩道の通行者に当たる可能性があり危険であるというご指摘でございますが、この運動場につきましては、ご質問にもあったわけでございますが、ホームベースから遊歩道までの直線距離が68メートルということでございます。近年の金属バットの利用や、また選手の技術の向上等を配慮した場合、まれに遊歩道までボールが届く距離であろうと考えられるわけでございます。そこで、歩行者の安全性を配慮いたしまして、何らかの対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、第2健民運動場の利用者に対します西側の駐車場の使用についてでございます。この件につきましては、同運動場の使用申し込み時、中央公民館で使用申し込みをしていただいております。その際に、西側の駐車場の利用が当日可能であろうかどうか、中央公民館で判断いたしまして、可能ならばその旨をお知らせし、利用者の便を図ってまいりたいと考えております。

最後に、屋敷山公園北東の前池についてのお尋ねであります。この池は屋敷山公園が建設された当時、かんがい用及び消防用としての利用意図があったとのことで、さらにさかのぼりますれば質問にもございました、屋敷山公園の周濠だったと考えられます。そこで、その池への落下の危険性についてでございます。その分につきましては、まず、東側、県道御所香芝線沿いには約2メートルのコンクリートがございまして、侵入はしづらくなっておりますが、一部容易に侵入できる箇所がございまして、子供の落下事故の可能性を否定できないわけでございまして、そこでしかるべく侵入防止策を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

阿古副議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは藤井本議員さんの2つ目のご質問でございます。市内唯一の滝、黒水の滝について、本当に存在するんか、今後、観光化の予定はあるのかというご質問でございます。

ご質問につきましてお答えをさせていただきます。

黒水の滝でございますけども、議員ご指摘のとおり、現在発行しております葛城市の白地図、また、今回新しく作成いたしました観光マップにも、山口の西方、1.2キロ地点にその位置を掲載させていただいております。また、昭和48年に新庄町町制50周年記念に発行されました『私たちのまち73新庄』にも勇壮に流れ落ちる滝全景の写真が紹介されております。

滝の現在の状況ですが、滝の存在を知る職員に確認をとりましたところ、昭和57年の大水害、また平成10年の7号台風による木々の倒木によりまして、滝そのものが判別できない状況にあるのでは、ということでございます。そこで、先週の金曜日でございますが、22日に農林商工課の担当課の職員3名がこの滝の探索に出かけてくれました。黒水の滝と思われる写真を、そして持って帰ってくれております。50周年記念に発行されました滝全景の写真と岩盤が大変よく似ている点、また晴天続きにもかかわらず水量は非常に多いところから

恐らく間違いないものと思われまゝ。しかし、滝周辺の山腹は崩壊しておりまして、谷筋には非常に大変な土砂が堆積をしております。現地までは登山道と呼べるルートが全くありませんので、2500分の1ですけれども、白地図にございます登山ルート、それから、この滝の下流部であります滝筋を目当てに登はんを試みてくれました。その結果、山口から約1時間でこの部分に到達したということでございます。しかし、この滝筋には4基の砂防堰堤が設置されておりまして、一般登山者が観光で出かけるには少々危険が伴うと思われまゝ。ところどころで山腹が崩壊しておりまして、観光ルートの整備は難問であるように考えまゝ。しかし、市内唯一の滝でもありますので、今後、府県境にございますダイヤモンドトレールからのルートも探索をいたしまして、新しい観光ルートとして設定できるかどうか、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

阿古副議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 ご答弁、どうもありがとうございました。

まず、屋敷山公園の健民運動場、球技をしているとき、部長もおっしゃったように金属バットも、技術の向上により飛んでしまうやないかというところで、安全性を配慮して何らかの対策を立てていただくと、こういうことですね。私、このたび質問させていただいたのは、公園に遊んで来てる、例えば子供を連れているお母さん方から言われたんじゃないなくて、言われたというか、そういう人たちからの声じゃなくて、本当にスポーツをする、球技をする人から本当に危ないと、そっち向いて打ってんねんからね、そういう声をこの場で申し上げて、私自身も感じて申し上げているところです。検討する中で、いろんなスポーツの振興という面からもいろんな体育協会を通じてでも、連盟の方もおられますので、そういう利用される方の声ということをきちっと聞いてあげてほしいというふうに思います。

それと、西側のマルベリーホール駐車場の利用者に便宜を図るということですので、申込み時、見る限り大概、あいてると思ひますんで、よほどマルベリーホールで大きな行事が重なれば別ですけども、そういうときに聞いてあげてもらって、そこを利用させてもらう、そういう体制づくりということももう早速にでも始めていただきたいと思ひます。

前池のこと、これについては、おっしゃるようなほとんどの方知れないと思ひます。県道の塀というか、あつてほとんどわからないし、一部しかそこには入れないということで、安全対策ということで侵入防止のことを考えたいと、柵等を考えていついていただけのやろうと思ひますけど、あの塀の上でも草つていうんか、雑木ということも私も申し上げたと思ひます。美化といついていいのんか。そのことのお答えをいついておりませんので、それについては次にお答え、その部分だけ、前池の安全策は図るけども、美化という部分です。もう簡単やと思ひます。お答えをいつきたいと思ひます。

屋敷山公園のことについて、具体的にお答えをいつきました。私なりに今意見を、この公園に対する思ひを述べまして、後からできれば市長に総括的で結構でございますんで、ご答弁をお願いしたいと思ひます。

3点、屋敷山公園、大きな意味での屋敷山公園内についての何点かを質問させてもらいま

したけども、ここはもともと、古墳のあったところで、現在も屋敷山古墳と言ってますけど、これは5世紀頃とされているところです。歴史のこと、ちょっと触れさせてもらいますけど、その後1400年代から1500年代、俗に言う戦国時代と言われるときに、布施氏がこの地で勢力を持って、今も残っております寺口に山城である布施城を拠点として勢力を伸ばされたわけです。この1400年代から1500年代、そのころに布施氏というのはおられたわけですけども、その間布施氏に近い方、一族の方が現在の屋敷山古墳の場所、ここにもう一つの、寺口の布施城じゃなくて、もう一つの新しい城を建てようと、建てたと。布施城に対して新しい城ということで「新城」と。字は違うんですけど今のあのあたり、私もその辺に住まいを持っておるわけですけども、これが新庄の地名の由来とされるという説もございます。

1500年代、またこの布施城、並びに屋敷山古墳の上に建っていた新城というものが、秀吉軍、豊臣秀吉の軍によって布施城とともに焼き払われてしまうわけです。多分、その間、荒野、荒れてたと思いますけども、そして1600年過ぎに関が原の戦いの戦後処理として桑山氏がまたこの地、この場所を選んで、屋敷山古墳の上に城を建築したんです。そして、武家町、陣屋町、この陣屋町というのが今の大字新庄の基盤の目になっている陣屋町、いうのを形成していった。

このように2度にわたりこの場所に城が構築されたら、この話をだれかにしたら、布施氏が建てた新城というのがあって、その後に桑山氏が入ったんやと、城は受け継いだとおっしゃる方はおられますけど、そうじゃなくて、一たん何もなくなったところへ、またここはいい場所だということで桑山氏も入ってこられたということで、私自身は注目をしているところです。

こういった歴史の流れを受けて1972年に国の史跡に指定されて、今ある公園整備に取りかかっていたらと、こういうことです。歴史あるこの場所を公園として後世に残されたということは私自身、本当に意味の深いことであり、当時のそれにかかわっていただいた方々に深く感謝をしておるところです。この議場の中にも吉川市長や助役さん、答弁をいただきました宮西部長、その他の方々も30数年前に屋敷山公園の整備にかかわり、ご尽力をいただいたことであるというふうに思います。私なんか以上に、この公園には思い出や、深い思い出というものを持っておられるんじゃないかなというふうに考えております。

しかし、30数年も過ぎますと、時代も変わり、公園そのもののかたちは変わらなくとも、利用する人、またその人たちの考え方、ニーズも変わってきます。変わったと思っています。そこで、歴史観あふれるこの屋敷山公園が将来的にも市民に親しまれるようにと願いを込めて、私自身、安全面という方面から幾つかの質問をさせていただきました。具体的に答えは個々にいただいておりますので、市長に私の気持ちを受け取っていただきまして、総括的で結構ですので、所見というか、思いというんかお考えをお願いしたいと思います。

この屋敷山公園、話をこうして歴史的に進めてまいりました。屋敷山公園、30数年前に、今思い出していただいているかわからないですけども、整備をされた。ちょうど、偶然にもですが、ちょうどそのころ時を同じくして、新庄町というのが町制50周年を迎えるわけです。そのときに発刊したこの町制50周年誌の表紙が黒水の滝やと。この時点では、黒水の滝も屋

敷山公園も、三十数年前、時は同じでしょう。黒水の滝も屋敷山公園も町民の、当時、旧新庄町民の注目の的やったわけです。偶然にもそんなんやな、と思いながら考えていたんですけども。

黒水の滝、先ほど、担当部長、石田部長からご答弁をいただきました。職員の方に探索に行っていた。そんなものが何で観光マップに載ってんのやという気持ちを持ちながら、心の中で、今月12日に質問通告書を出してその間、現地調査をしようということで、本当にありがたい限りです。お礼を申し上げたいと思います。その結果、この50周年の記念誌に載っているこの滝らしいものがあつたと。その言葉だけで私、個人的には以前に失った何かが見つかったような、今、自身、そんな嬉しさでいっぱいなんですけども、それだけで終わるわけにはいかないんで、質問続けますが、お話を聞いていると登山道がないということです。以前あつたものが、説明では昭和57年の水害と平成10年、台風とおっしゃったんかな、それで多分なくなつたんだろうというふうに思っております。そこで、非常に困難やということをお聞きいたしました。ここに2つの問題点が本当にあります。1つはやはり、安全面の問題。観光マップに載ってて、先ほど私申し上げたようにインターネット上でいけば登ってはる人もあるわけですから、この点が1点。それと2点目は、観光という面から市内外を問わず、がっかりさせている部分が私はあると思う。観光マップで見て、来てもないんかとか、行くのは困難やねんと。行つたところでほんまに大変なことやってん。来た人をがっかりさせると思います。どれだけの人が来られているのか私自身、把握しているわけとは違いますが、

そこで、市長にこの黒水の滝について質問をいたしたいというふうに思います。先般、水金地火木というんですか、太陽系惑星、2カ月ぐらい前かな、冥王星が外れるんだというようなニュースがございました。それと同じように、本当に危険という判断をされるならば、私はそういう見地からすると、観光案内から消すか、何らかの文言を入れないと事故が起ってしまう、起ってからでは遅いというふうに考えます。しかし、石田部長、下からは無理やけども、上からは、ダイヤモンドトレールというのはこの西の山ですね、きれいな整備された道路というのがございますから、そこから観光化を検討したいと、このようにお答えをいただきました。せつかくの観光資源、冥王星のように消すもんじゃなくて、観光資源となるような、山道整備と何らかのかたちで目を向けていただく。予算的な問題もあります。よくわかります。だからどのように目を向けていただくか、市長のお考えということをお願いしたいと思います。

以上です。

阿古副議長 教育部長。

宮西教育部長 藤井本議員さんの話、再度の質問にもお答えいたしたいと思います。というよりも、答弁漏れについて答弁いたします。

この公園は中央公民館で管理を行っておるわけでごさいます。除草、清掃作業につきましてはシルバー人材センターで行っていただいております。ご指摘の前池の清掃、美化の管理につきましては、中央公民館に指示をいたしまして、定期的に清掃を行って

いきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

阿古副議長 市長。

吉川市長 藤井本議員さんの質問にお答えを申し上げたいと思います。

屋敷山公園、あるいはまた黒水の滝にかかわりましていろいろなご意見をいただいたところでございます。屋敷山公園につきましては、今、歴史的なこともおっしゃっていただいたわけでございますが、そのとおりであると思うわけでございます。

そこで問題になっております前池の話でございますけれども、私はこの前池のことにつきましての1つの記憶として残っておりますのは、先ほど部長が答弁をいたしましたように、いわゆる県道御所香芝線ができましたときに、あの池がひっかかったわけです。それで、どういふふうにすべきかということであったわけでございます。いわゆる、公園の一部として取り入れて、しかるべき土地利用を考えたらどうかという意見もあったわけでございます。そうした中で、先ほども答弁の中にもありましたように、下の方の、いわゆる用心池として、何とか保存をしながらということであったわけでございます。しかし、あの池自身はああいう形で周辺が整備をされましたので、いわゆる水源といわれる、水の出入り口がないわけです。あの上にご承知のように城が築かれて、その後、今は市の水道の配水池があるわけです。あそこの配水池のいわゆる余分水、あるいはまた清掃をした後の排水、そうしたものがそこへ流れるようになっているわけです。そういうことを踏まえながら、今、申しますように地元の要望にもこたえていけるような、そういうことであの池をああいう形で残したらどうかと、こういうことになったわけでございます。そうなりますと、いわゆる、道路からすぐということになりますので、安全面についても考えなければならないと、そういうことで、先ほども話がありました、2メートルほどのコンクリートの壁になったと、そういうふうなところでございます。

先ほど部長の方から、公民館の方で、という話、それはそれとして、そんでいいわけなんですけれども、今、申しますように地元でも、先ほど藤井本議員さんがおっしゃるように、年代、時代が過ぎて、いろんなニーズも変わってきますし、いわゆる大字新庄、あるいは大字葛木の住民の考え方も変わってくると、こういうふうな状況の中で、どういふふうにしていくかというふうなことが問われるわけでございます。そうしたことから、もう一度、今、申しますような、そういう歴史を踏まえながら、関係の大字の区長さんなり役員さん方ともう一度そのことについて話し合いをして、対応していくのが一番いいんじゃないかというふうに思いますので、そういうふうには思っております。

また、公園自身、全体の、今、でき上がっております公園、今ではいわゆる市民の憩いの場ということで大変親しまれているところでございまして、その当時、先ほどから話が出てますように、町制の50周年の記念事業として、あの辺一帯をああいう形で整備をしよう、あるいはまたその中に中央公民館なり体育館なりを建設をしよう、というふうな1つの構想に従ってでき上がったものでございまして、たまたま、先ほど出てます第2健民運動場は、その当時、第2健民という以上は第1健民があるわけございまして、いわゆるその当時、新庄町で2つの健民運動場を持つというふうなことであの健民運動場をつくっていた

だいたと、こういうふうに記憶をしているところでございます。その当時は、今ご指摘がありますように、スポーツの場所としていろいろ利用いただいたわけですが、面積もそんなに大きな面積ではないわけでございますので、あのグラウンドにふさわしい、いわゆるスポーツをあそこで楽しんでもらうと、こういうふうなことであったかと思うわけでございます。それも時代の流れとともに変わってきているわけございまして、先ほどからお話がございまして、ソフトボールや、大人の野球はちょっと無理かと思っておりますけれども、子供の野球とか、そういうふうなことで利用いただいていると、利用していただいている以上は、先ほどから意見が出てますように、公園と一体となった利用ということでございますので、公園を利用する人の安全、あるいはそのグラウンドを利用する人の安全、そうしたこともあわせて考えなければならないということであるわけでございます。今、意見をいただきましたので、教育委員会の方では改めてそのことに、今、申しますようなことについて議論を重ねていってもらえるんじゃないかなというふうに思います。

また、黒水の滝でございますけれども、質問をいただいて、前にもそういう質問をいただいたわけでございます。その後の状況を、どういうふうにその後なっているのかということについて、私自身もわからなかったわけでございますので、今、いただきましたことを踏まえて、もう一度確認をしてもらおうという意味で先ほど部長が答弁をいたしましたように、登ってもらってつぶさに見ていただいた、その写真も私自身、見せていただいたわけでございますけれども、部長も申しましたように、行くのには少し困難もあるわけですが、水、水量自身は相当な水量が滝の様相をなして下っていると、私もちょっとびっくりしたわけなんですけれども、そういう状況であるわけでございます。だとすれば、1つは観光のそういう面で何とか整備ができるものであるのかどうか、あるいはまた、その水量、水を下の方でうまく利用させてもらえるような方法はないのかとか、そんなことをいろいろとおったところであるわけでございます。いずれにいたしましても、おっしゃっていただいているように、冥王星の話も出していただいたわけでございますけれども、その時代に合ったものが、年月がたちますと様相も変わり、あるいはそういうものに適しないということもあろうかと思うわけでございます。そうした意味から申しますと、いわゆる観光資源として観光パンフレット等にそのまま掲載してPRを呼びかける以上はそういうふうな整備をしていかなければならないと思います。もし、それに、難しい問題があるとしたら、思い切ってそうしたことの考え方を変えるというのも1つの方策じゃないかというふうなことでございます。このことについてはそういうことから申しますと、なお、もう少し、内部的に検討を重ねたいというふうに思っております。

観光のことにかかわりまして話が出ましたから、申し上げるわけでございますけれども、実は、2カ月ほど前に、関東の方からお客さんが、お客さんといいますのが、この市を、合併になって旧の新庄町の柿本人麻呂のゆえんで以前に訪ねられたと、その後どうなっとなのかというようなことで来てみた、というふうなことで手紙をいただきました。その方がおっしゃるには、その当時、この庁舎の隣の柿本人麻呂神社で非常にこう、その人は柿本人麻呂の研究をされてる人のようでございますけれども、いろいろと話の状況ではそうしたことで、ど

っかでそういう講師も務めておられているようにお見受けをしたわけでございますけども、その方がその当時、人麻呂神社へ来てたまたま、老婆の方とおっしゃってましたけれども、説明を聞いて感銘をしたと。こういうところにもこんなものがあるのかと。そのとき、今現在の駅の端の方に柿本人麻呂の歌碑も設置をもうじきされるということも聞いた。それがどうなっとなのかなあ、と思て来たら見当たらなくて、市役所で聞いたら職員さんをご存じないと、近所の人に聞いてもご存じなかったと。もう一遍、現場をくまなく探したら立派な石碑が建っておったと。いわゆる、観光のまち葛城市というふうなことからすれば、いかにも職員自身のとらまえ方、あるいはまた、近辺の住民の皆さんもそうしたことについて、よそから来た者としては大変寂しい気がするというふうなお手紙をいただいたわけでございます。

私は早速、やっぱりおっしゃってるとおり、今の話も同じことで、まちが、いわゆる1つの考え方として打ち出すことについて市民もあるいはまた職員も、ある一定の知識を持ってPRができるように、そういうことが非常に大事であるというふうに思ったわけでございましたので、少なくとも窓口に座る職員、そういった職員についてはある一定のそうしたお尋ねがあったら、簡単な案内ができるようなそういう知識はやっぱり持ってもらうかないかというふうなことで、そのとおり、すぐにそういうことで指示をしたところでございますけれども、そういうことで、もう一度、観光についても細かいいろんな点をよく見きわめながら、さらに観光のまちとして、皆さんに親しめるまちというふうなことで、努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

阿古副議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 市長、ご丁寧にご答弁をいただきました。

私の言おうとしている意図を本当に的確にご理解をいただいたというふうな答弁であったかと、またそのために参考になるようなご意見まで教えていただきましたこと、本当にありがとうございます。

時間の都合もございまして、屋敷山公園の件、前池の件、市長から教わりましたけども、その経緯ですね。公園の一部に取り入れるのか、またはその地域のための池とするのかという部分、いい言葉でした。私、控えさせてもらいましたけども、市長がおっしゃったように、歴史を踏まえながら、地域の人と話し合っって対応していきたいと。そういうことで、部長がおっしゃったのと並行して、部長は部長で公園の公民館としてシルバー人材センターでしたか、掃除等もするという、それはそれで進めていただきたいですけども、この池、歴史的な堀であったこの池、そういうことで対応していただくということをお願いをしておきたいと思います。

持ってきたんで、お話は続けさせていただきたいと思います。ここに小学校1年生の、数年前、10年近くなるんですけども、数年前の小学校1年生の『せいかつ 1年』という、これは新庄小学校で使っていた分ですけども、この本を持ってまいりました。学校へ入ったすぐの子供たちが使うんだろうと思います。まず、最初、「学校っていいな」から始まって、その次、「遊びに行こうよ」というの、飛ぶんですけども、ここに、この教科書に載っている

のがこれ、屋敷山公園がカットとして載せられてるんです。これ、「アヒルもいるよ」ということで公園の池のとも載せられている。こういった教科書に載ってるからどうなんだということは何とも言えませんが、公園として一生懸命つくっていただいた場所が、歴史から離して立派な公園をつくっていただいたと。それが教科書でも採用されたと、こういうご認識を持っていただいて、少なからずも公園としての環境のよさということを外から、またこうやって評価をされてるわけですから、これからも美しい自然、環境と、そしてまた、私の言っていた安全というものを守っていただきたいと思います。

今回の質問で、本当に担当の方、滝を探しに山の中へ行ってもらったという感謝、また滝があったんだという、私自身、これは個人的ですけど喜び、また市長の方は、パンフレットに載っているんだから、呼びかける以上は整備をしなければならない、しかし、時間をかけて検討すると、これも自然ですから当然のことだと思います。本当に私自身、気分のよいお答えをいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、1点、さらにお話をしておきたいことがございます。屋敷山公園のグラウンド、市長は時代も変わったよと、そのときはそれにふさわしいスポーツで、今は時代も変わってきたというふうにお答えをいただきましたけども、そこで安全策、公園は公園の安全、スポーツをする者はスポーツをする者の安全ということでやってくれはんねんやろな、と私は思ってますけども、あそこができて約30年です。市長と私、本当に同じような気持ちでいます。私も、こう文章をつくってますけども、時代が変わったという認識は持たなければならない。私も30年、できた当時からあそこでは球技、子供やったと思いますけども、球技をしました。ソフトボールをしました。今以上に打てば飛んだし、飛びましたけど、そのときは何も思いませんでした。せやけど、今は、しててもそんな飛ばないです。周りは飛ばさる人あったとしても。それでも今となって何か、公園に対して打ち込むということの危なさと言うていいんか、何かあったらというふうなこと、そういうことを感じるようになりました。これは私だけが感じるんじゃないで、以前、聞かなかったことが最近になってよく聞くようになりました。時代が変わったんやという言葉だけでは、ちょっと余りにも乱暴過ぎる、無責任過ぎるかわからないですけども、市長もおっしゃっているように、やっぱり考え方そのものが変わっているんだと思います。強いて私自身、考えていたんですけど、何が変えたんだらうという、私は、何かあったときの責任問題というものが時代を変えているというふうに思います。ということで、私、この『スポーツ法学』という本を買ってちょっとその辺を見てたんですけども、参考になる部分があれば参考にさせていただきたいと思います。スポーツする中で事故ということについては、絶えないわけです。先般、どこでした、埼玉でしたっけ、排水溝、プールの管理ということで、排水溝に吸い込まれたということもこの本に載ってて、その裁判の結果とかいうのが載ってます。その次に載っているのが、サッカーのことですけども、サッカー練習をしていた中学生があるグラウンドでしていたと。そのボールが、蹴ったボールが隣の道の行人に当たったと。長々と話を読むわけにいかないですけども、それが裁判ということでここに載っております。今は道義的責任から法的責任という時代に移り変わっているというふうにも、この本にも示されているんですけども、やはり金網の設置

がなかった、瑕疵があったということで、このグラウンド管理者にその責任賠償というのが高等裁判所で出たというふうに記載しております。これはつけ加えて参考にさせていただいたらいいかと思えます。本当に貴重なご意見、私も勉強になりました。また、ご理解もいただいたと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

阿古副議長 これにて、藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 21 分

再 開 午後 1 時 30 分

亀井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に14番、南要君の発言を許します。

14番、南君。

南 議員 ただいま、議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

内容に入る前に、私の質問は住民の代弁者としての質問でございますので、住民の声を交えながら質問をさせていただきます。それでは、内容に入ります。

私の質問は新庄地区における定時放送についてでございます。従来、新庄地区の定時放送は午前6時50分ごろに放送されておりましたが、現在は午後8時ごろとなっております。放送時間の変更されたことにより、新庄地区の住民の皆様方から「今までなれ親しんだ朝の定時放送がなくなり不便になった。夜の放送では仕事が遅くなって帰ったときには聞くことができないので、もとの時間に戻してほしい」との意見をよく耳にいたします。また、「定時放送の時間変更を求める署名を集めれば変更していただけるか」などとよく聞かれます。

このような状況を役所として把握されているのでしょうか。この実態を把握しておられるのであれば、この現状についてどのようにお考えか、所見を伺うものであります。

再質問は自席で行います。

亀井議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいま、14番、南議員のご質問にお答え申し上げたいと思えます。

新庄地区における定時放送の時間の変更ということでございます。合併当初から放送設備、また放送内容につきましては、新庄地区は有線放送で、當麻地区におきましては防災行政無線ということで、それぞれ異なった方法で運営を行っております。今後、設備面も含めまして検討していかなければならない課題でございます。

まず、統一可能なものから実施する観点から、両地区の皆様方が同じ情報を同時に共有していただくために、定時放送の時間を統一させていただいたところでございます。定時放送にかかります統一前の時間の違いにつきましては、當麻地区におきましては午後8時に毎日放送しており、新庄地区におきましては、今ご質問いただきましたように、午前6時50分に、土曜、日曜、祝日を除いて実施しておりました。放送時間の決定につきましては、當麻地区におきましては6時50分ごろの放送がほとんどなく、新庄地区におきましては、午後8時の臨時放送として多く実施しておったところでございます。定時放送の時間を午後8時に統一

した方がなじんでいただきやすいと判断いたしましたので、午後8時に毎日、放送すること
にさせていただいたところでございます。

なお、実施に当たりましては、昨年12月の区長会におきまして協議、提案、ご了解いた
だき、また議会の全体協議会においても、その結果をご報告させていただいたところでござ
います。今年の4月1日から実施いたしましたところでございます。また、市民の皆様方には事前
に、広報かつらぎや市のホームページ、また定時放送によって周知しておったところでござ
います。しかしながら、今ご質問いただきましたように、放送時間についてのご意見はいろ
いろいただいておりますのも事実でございますので、機会をとらえましてコンセンサスをいた
だくよう、努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

亀井議長 14番、南君。

南 議員 答弁、ありがとうございました。

新庄地区での定時放送は、昭和50年あるいは51年ごろからことし平成18年3月31日まで、
約30年間、毎日、6時50分から新庄町歌とともに放送されたものです。「家族で朝食をとりな
がら、町歌から始まる放送を聞いていたものです。放送が終わった後、きょうも1日、仕事
に、あるいは学校へ行こうと、皆さん、頑張って家を出ていきました」と住民の方々はその
ようにおっしゃっております。このような住民の皆様の声、役所として、ただいま答弁を
いただきました企画部長として、このような声を聞いたことがどこかにありますかどうか。
もし聞いたことがあるというのであればそれでもよろしいし、ないというのであれば、余り
世間に出ていってないと、こういうことでございます。

そこをひとつ、よろしく答弁願います。

亀井議長 企画部長。

吉川企画部長 南議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

平成18年、ことしの4月から時間の変更をいたしました。その後、秘書課へ直接来るもの、
ご意見をいただくもの、また市長なり特別職の方へご意見いただくもの、私自身も、住民の
方から直接、ご意見としてお聞きしておるところでございます。先日の区長会の役員会にも、
今9月議会の一般質問にもこういうご意見が出ておりますということで、お話をしておた
ところでございまして、近く開かれます区長会にもご相談できる機会があればご相談しなが
ら、先ほども申し上げましたように、市民皆様の、皆様方のコンセンサスをいただくとい
うのが一番、大事なことで考えておりますので、その辺にも十分、意を用いたいと思いま
すので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

亀井議長 14番、南君。

南 議員 新庄地区は有線放送、また當麻地区は無線ということで、一度に無線と有線とで放送は
できないと思うんですけども、どうせ2地区で分かれて放送するのであれば、当然、當麻の方
の無線の場合は、1人、別の人がおるんだろうし、有線の方はまた別の人が放送すると思
うんですけども、これは別に今までどおり、夜あるいは6時50分からと放送を別々にしても、
経費がかかるわけじゃなし、私は別に問題ないんじゃないかなと思う。

それから、せっかく経費をかけた市歌、これもやはり、住民の皆さんに親しんでもらい

えていただくためにも、少しだけ音楽を流しながら放送でもいいんじゃないだろうか、このように思っております。

また、少し話が違うんですけども、住民の皆さんの井戸端会議と申しましょうか、そのようなところへちょっと耳を澄まして聞いてみると、「合併してやっぱりよかったな」と、「しかし、この放送だけはどうもね」というような、このような声も聞かれます。あるいは、じっと聞いてみますと、「今の市長、よう頑張ってくれてんねんな」と、「やっぱり、合併してよかったな。あと2年で市長の任期、終わるんだけども、この1期、もう1期、2期、3期と続けていってほしいな」と、このような、支持率と申しましょうか、本当に吉川市長の支持率は高いものがあります。そういうところ、その観点から、住民の皆さんは市長の努力を認めて、住民のささやかな「定時放送をもとに戻してくれ」と、「こういうことは多分、今の市長であったら認めてくれるんじゃないだろうか」こういう話もよく聞きます。

最後に市長、ひとつ、どのようなお考えか、お聞きして。

(発言する者あり)

亀井議長 3回目やな。

南 議員 3回目。ひとつ市長、よろしく、そこのところをお願いいたします。

以上で終わります。ありがとう。

亀井議長 3回目ですので、答弁はまた後で、控え室で聞いてください。

それでは、これで南要君の発言を終結いたします。

次に、17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

まず、公共工事の入札契約手続の改善についてであります。公共工事とは地方公共団体などが地域の社会資本の整備を目的に行う工事であり、財源は主として住民の税金で賄うことになっております。したがって、公共工事を建設業者に発注、契約するに当たっては、第1に、所期の目的である良質な社会資本が最も経済的で効率的に、かつ、工期内に施工されることが求められます。第2は、税金で賄われる公共工事の性格から、競争入札によって、市民の税金をいかに有効に使い、丈夫で長持ちする、よりよい公共物を建設する業者を選定することです。選定に当たっては、当然、談合や特定業者への偏りを排除した適正な競争と、公正な入札機会が保障されなければなりません。ところが、公共工事の入札契約をめぐる今日の実態は、入札事務にかかわる官業の癒着や業者間の談合事件等が頻発し、連日、新聞紙上をにぎわせ、公共工事に対する国民の、市民の信頼は地に落ちています。今日のように、市の財政が大変厳しい状況の中での公共工事の発注に当たっては、業者間の談合や、受注業者の偏りなどの不正行為の排除に徹底して取り組むとともに、地元業者優先を配慮した条件付一般競争入札方式の採用を広げ、入札の競争性、公平性、透明性を一層高め、公共工事に対する市民の信頼を回復するとともに、経費の節減に役立て、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとした地方自治法の規定を今こそ実現をしなければなら

らないと考えます。

そこで、お伺いをしてまいります。公共工事の入札、契約事務の目的や意義などをどのようにご認識をされているか、まず、冒頭に所見を求めるものであります。先に述べた入札、契約事務の意義、目的を実現をする立場から、平成17年度に執行された予定価格200万円以上の土木建築等、67件の工事請負契約の入札結果等を踏まえ、葛城市の入札契約手続の抜本的な改善を求めてまいります。

まず、契約締結の方法についてであります。平成17年度に執行された67件のうち、実に66件が指名競争入札によって業者が選定されています。条件付一般競争入札は新庄小学校校舎改築工事の1件だけであります。ご承知のように、地方自治法の定める契約の方法は第234条の規定において、一般競争入札が原則とされております。指名競争入札が採用できる場合は、施行令第167条に規定されたその性質または目的が一般競争入札に適しないものをするとき、2番目に、その性質または目的により、競争に加わるべきものが一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき、3番目に、一般競争入札に付することが不利と認められるときの3つの場合のみであります。どのような理由で指名競争入札を採用されているのでしょうか。条件付一般競争入札方式を採用し、拡充するお考えはないのでしょうか。説明を求めるものであります。

次に、指名競争入札を採用するに当たって、入札参加の資格はどのように定められているか、説明を求めるものであります。

次に、平成17年度に執行された、予定価格200万円以上の土木、舗装工事、58件の入札結果について、特A、A1、A、B、C、Dのランクごとに検証、評価し、談合や受注の偏りがなかったのか、議場におられる皆さんと情報を共有し、議論を深めたいと考えます。

まず、特Aであります。村本建設や浅沼組、奥村組などのゼネコンであります。受注は下水道工事7件で、落札金額の総額は4億3,450万円、入札には登録された13業者からそれぞれ7社が指名され、奥村組、村本組、浅沼組、不動建設、森本組、森組の6業者が受注しています。平均落札率は、94.97%と、他のランクと比較しますと一番低くなっています。

次にA1であります。栄和建设や関西興業、吉村組、関鉄などの地元4業者は、3,000万円から6,000万円程度の下水道工事等を10件、総額にして4億3,317万円、特Aと同程度の金額を受注しています。平均落札率は96.99%と、特Aより2.02ポイント高くなっています。

Aランクの吉井建設、矢羽田建設は2,000万円台の道路整備や下水道工事など4件、9,681万円を受注しています。平均落札率は97.69%と、さらにA1より0.7ポイント高くなっています。

Bランクでは北田組、生野建設、葛城建設が1,000万円から2,000万円程度の農道整備や公園整備工事など5件、8,150万円を受注しています。平均落札率は97.37%と、Aランクより0.32ポイント低くなっています。

さて、Cランクの岸本組、白鳳建設、窪田建設、丸繁西本組、西建、新川組、忍海建設、大藤建設、丸善建設、堀内組、白光建設の11業者ですが、500万円から1,000万円までの農道整備や公園整備など14件、1億979万円を受注しています。平均落札率は、何と99.23%と、

一番高率になっています。

Dランクの杉田工務店、井森組、吉村土木、三容建設、大和建设、当麻建設、東建築の7業者は、200万円から500万円程度の道路改良や水路改修など8件、2,548万円を受注しています。平均落札率は97.21%と、A、B、Cランクより低くなっています。

次は、舗装工事についてであります。予定価格が500万円以上の、金額が大きいランクでは、一伸建設が清川組や、村本道路、NIPPONコーポレーション、日本道路、東亜道路工業の指名業者を押さえて、6件全て、総額4,154万円を受注をしています。平均落札率は98.44%と、Cランクに次いで高い落札率になっています。

さらに、予定価格が500万円未満で金額が小さいランクでは、一伸商事が2件、福寿建設、小野建設がそれぞれ1件、総額1,153万円を受注しています。平均落札率は97.71%と、Cランクに次いで高い落札率になっています。

以上、入札結果についてランクごとの落札業者の落札率等について述べましたが、談合の疑いや受注の偏りがなく、入札事務が適正に行われていたか、本結果を受けてどのように評価されておられるか、説明を求めるものであります。

次に、葛城市の新たな財政計画の策定についてであります。ご承知のように、総事業費157億円の新市建設計画を前提に、合併前につくられた新市財政計画は、小泉政権のもとで地方自治体に押しつけられてきた三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減や、国庫補助負担金の縮減、廃止などによって、歳入見込みが大幅に狂い、平成17年度、18年度と連続して多額の歳入不足に陥り、財政調整基金や減債基金などを繰り入れて、収支のバランスをとらなければならないという大変厳しい財政状況となり、その見直しが懸案事項となっていました。ところが、葛城市総合計画の策定待ちとなり、今日まで先送りされてきたわけでありませぬ。ここに来てやっと、先日の本会議において、懸案でありました基本構想、基本計画が決定されました。いよいよ、財政計画の策定に真剣に取り組む条件が整ったわけでありませぬ。申すまでもなく、新しい財政計画策定の目的は、健全な財政を確保し、合併前に約束された「サービスは高く、負担は低く」が守られること、何よりも住民福祉の増進に寄与する財政見通しを明らかにすることでありませぬ。

さらに、新財政計画は新市建設計画をベースに、既存の事業や新たな需用に対する事業を網羅した総合計画実現の前提となるものであります。そこで問題ですが、見直しの原因となった地方交付税などの歳入が大幅に落ち込んだ状況が改善されずに、また新たな財源の確保も困難な中で、新市建設計画に盛り込まれ具体化されつつある山麓地域整備事業や、尺土駅前広場整備事業、ごみ処理施設整備事業などの157億円に及ぶ諸事業がそのまま実施されることになれば、財政が破綻しかねないということでありませぬ。そのような財政計画は、当然、つukれないわけでありませぬから、新市建設計画の諸事業を初め、既存の事業など、聖域なしに思い切って見直し、中止すべき事業は中止をしなければなりません。総合計画ができたということは、それぞれの計画に基づく事業メニューや事業費、年次計画があるということでありませぬ。であるならば、中長期の財源不足の見通しを立てることができはずでありませぬ。あとは、中止すべき事業、縮小すべき事業を選択をすることでありませぬ。この選択ができな

ければ、財政計画は策定できないのではないのでしょうか。いかがお考えか、答弁を求めるものであります。

次に、ゆうあいバスの運行の改善について伺います。現在、ゆうあいステーションが運行していますゆうあいバスは、當麻地域を中心に巡回し、新庄地域では運行されておられません。合併して、新庄地域にも巡回してもらえると期待をしていましたが、一向に運行ルートの拡大の動きがありません。當麻地域に近い疋田や弁之庄などの住民の皆さんは、八川や大畑など、ゆうあいバスが目と鼻の先まで来ている。もう少し足を伸ばしてくれたらもっとゆうあいステーションが利用できるのに、と悔しい思いをしています。私は全市域への、ゆうあいバスの運行ルートの拡大を求めているわけではありません。とりあえず、八川の停留所から疋田郵便局前までのルートを延長していただくこと、さらに、大畑から弁之庄、中戸方面へのルートの延長を検討していただきたいと考えています。いかがでしょうか。答弁を求めるものであります。

再質問は、自席で行わせていただきます。

亀井議長 答弁を求めます。

都市整備部長。

清村都市整備部長 17番の白石議員さんのご質問でございます。

公共工事のいわゆる契約入札手続についてのご質問でございます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が13年の4月1日より施行されました。この法律によりまして、工事の発注者を通じて公共工事の入札、契約の適正化について基本原則が明らかになったわけでございます。入札結果や受注者の公表をすることにより、透明性の確保を初め、公正な競争の促進、談合や丸投げの不正行為の防止の徹底、適正な施工の確保を図る目的のための法律でございます。いわゆる公共工事につきましては、優良な公共工事ということで、住民の福祉に適応した工期を守り、いわゆる透明性、公平性、そうしたことを確保しながら経費の節減に努めまして、有効に財源を使って公共福祉の増進に努めると、こういうものであると考えております。平成17年度の実績でございますが、17年度のいわゆる業者数なり、落札率、こうしたご質問であったかと思えます。

まず、主なものを申し上げたいと思いますが、まず土木工事でございます。特A、これはいわゆるゼネコンに係る分でございますが、7本でございます。落札率が94.57から95.34でございます。A1が4社ございまして、10本でございます。落札率が96.35から97.64でございます。Aが2社ございまして、4本でございます。96.35から98.0でございます。Bが3社ございまして、5本でございます。97.12から97.60でございます。Cが11社ございまして、97.94から99.69でございます。Dが8社ございまして、14本でございます。94.33から98.93でございます。建築工事が5本ございまして、96.92から97.86でございます。

委託料でございますが、これはたくさん、40本ございまして、88.89から95.74でございます。条件付一般入札につきましては1本あったわけございまして、ほかにつきましては指名競争入札で実施させていただいております。施行令の167条の1項ということで、いわゆる一般競争入札については、一般的でございますが、中央建設審議会の中では土木が5億円、

建築が7億円以上が望ましいと、こういうふうなことも言われております。また、メリット、デメリットもあるわけでございまして、いわゆるメリットにつきましては、競争性、透明性の確保、業者の意思の尊重、また参加機会の増加、こうしたものが考えられるかと思えます。デメリットにつきましては不良業者の参入なり、また業者決定までの期間が長引く、それから、事務コストの増加、こうしたものが考えられるかと思えます。いわゆる不良不適格業者、こうしたご意見もあったわけでございまして、入札結果についても、先ほど言わせていただいたようなとおりでございます。こうした公共工事につきましては、指名業者なり、また予定価格の事前公表、また落札業者と落札金額等の、いわゆる事後公表、こうしたことも実施をしております。また、談合等の防止のために積算根拠の欄を設けました入札を用いまして、入札を実施しているというふうなことも行っております。

指名業者の資格というふうなご質問もいただいております。指名基準等につきましては、いろいろ過去の実績とか、信頼性、経営事項審査評定、こういったものを参考にいたしまして、業者指名選定委員会の方で決定させていただいているというふうな状況でございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

清村都市整備部長 ちょっとすいません、ちょっと1点。舗装工事でございます。舗装工事につきましては11本ございまして、落札率が96.60から98.50でございます。

以上かと思えます。

白石議員 その入札結果を見て、適正に入札契約手続が行われていたとお考えですか。

清村都市整備部長 失礼しました。一応、選定委員会の方で業者を決定させていただいて、適正に、いわゆる入札を実施していただいた結果というふうに考えております。

以上です。

亀井議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、ただいま17番、白石議員さんからのご質問の2点目でございます。

新市財政計画ということにつきまして、ご答弁を申し上げます。

葛城市が誕生いたしましたして、はや、もう2年を迎えようということでございますけれども、この間、本市のこれからの行政を進めるに当たりましての根幹ともなるべく、さまざまな諸計画、これが昨年度から本年度にかけまして、議会議員の皆様を初め、市民の皆様の多くのご意見をいただきながら策定されてきたところでございます。

その内容につきましては、環境面での指針となる一般廃棄物処理基本計画、また山麓地域の再生指針ともなるべき山麓地域整備基本計画、また、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るための地域防災計画、そして、葛城市の目指す将来像、またこれを実現するために必要な施策の基本的な考え方を示しました基本構想、基本計画などがございます。さらに本市の総合的な健康づくりの指針となります健康21計画、また都市の将来像を実現していくための都市計画マスタープラン、これも現在、策定をさせていただいております。本年度中には完成すると、こういった見込みでございます。

したがって、これらの計画も含めまして、総合計画を頂点として葛城市の進むべき道、

骨子というものがようやく定められてきたと、こういった現状でございます。ご承知のように、市の財政を取り巻く状況は非常に厳しいものがございます。三位一体の改革等が進められております中、本市におきましてもその影響を色濃く受けておりまして、いかに限られた財源の中で総合計画を頂点とした諸計画に沿って財政運営を行っていくかということが一番大きな課題となっているところでございます。そのためには、本年3月に行政改革の大綱及び集中改革プランの策定をいたしましたけども、この方針に沿いまして、歳出の徹底した見直しと歳入の確保について今後とも積極的に進めていかなければならないというふうに考えております。

さて、合併時に市民の皆様にご説明をいたしました新市建設計画につきましては、三位一体の改革等、財政を取り巻く国の流れがまだ見えていなかった時点で策定をさせていただいたこともございまして、今後は、財政面、また事業規模、事業年度等々も十分精査、検討、協議を重ねまして、整理をしていく必要があるというふうに考えております。ご質問の財政計画の見直しの必要性というのはもう十分、認識をいたしておりますけども、その時期につきましては諸条件が整ってからというふうに考えております。その諸条件として考えておりますのはまず、財政計画を立てるに当たりましての安定した基礎数値を根拠にしたいというふうなことでございまして、本年度の予算の中の自立支援法の施行による決算状況、また20年4月から実施の予定でございます後期高齢者医療制度、こういうふうな内容と予算の見通しも考慮しなければなりません。また、地方交付税につきましても、その改革がどのようになされ、また市にはどのような影響があるのかといったことも考慮する必要がございます。昨日も新型交付税というのが地方六団体に対しまして総務省の方から説明があったということが新聞報道で報道されております。こういった条件も1つ、考えなければならぬというふうに思っております。そういった財政運営を大きく左右させる国の諸施策の見直し、これを早急に、立った段階におきまして中期の財政計画、これを策定をいたしまして、議会を初め市民、皆様にご報告をしてみたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

亀井議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 17番、白石議員さんからのゆうあいバスの運行について、新庄地域への運行の拡大、利用者の拡大とサービスの向上についてご質問いただきました。それに対しまして、答弁をさせていただきます。

ご質問のとおり、ゆうあいバスの運行につきましては現在、旧當麻地域のみを運行しておるところでございます。市民の方々が1人でも多くゆうあいステーションを利用していただきたく、努力しているところでございます。旧新庄地域の方々より、運行の拡大をしてもらえないかとの要望も聞いておるところでございます。現在、市内の公共施設間の巡回バスが運行されておりまして、市民のニーズに対応するためルート等の見直しが検討されているところでございます。こうしたことから、ゆうあいバスのルートに當麻庁舎を乗り継ぎとして市民の方々が利用していただきやすいように、また市民のよき足となるように、公共バスと

の連携の中で現在、調整を図っておるところでございます。今後、さらにサービスの向上という視点からも充実に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

亀井議長 17番、白石君。

白石議員 それぞれ、清村部長から公共工事にかかわる入札契約手続の改善についてご答弁をいただきました。公共工事に対する意義、あるいは目的については同様の認識を持たれている、このように思います。しかし、法が定めている一般競争入札という点では、全くその法の趣旨に反する答弁をされています。実際に、令167条のその規定からすれば、何ら指名競争入札をする理由が見当たらない。今、条件付一般競争入札の採用は大きく広がっているわけであり、やはり、入札契約事務の公平性や透明性、あるいは競争性を発揮するという点では、これは条件付一般競争入札がすぐれているというのは一般的評価になっているわけでありますから、その現状をぜひ、改善をするという強い立場で臨んでいただくということが大切だということであります。

さらに、指名競争入札に参加する業者の資格についても、大変、その基準が不明瞭である。本来、この入札参加者の資格については、葛城市契約規則において市長が別に定める、このようになっているわけであります。当然、その別に定める規定があるはずであると、これをぜひ、明示をしていただきたい、このように思います。いかがでしょうか。

それから、平成17年度の入札結果について、その具体的な評価について適正に行われた、このようなご認識をされている、いうことであります。であるならば、さらに、平成17年度の入札結果を詳細に点検をしなければならない、このように思います。私は入札の結果を見れば談合や受注の極端な偏りが明白であると言わざるを得ない、このように思います。

まず、Cランクではどうなっていたか。受注した14件中、落札率99%台が11件、78.6%も占めているわけであります。さらに、白光建設が受注した歩道橋設置工事は予定価格570万円に対して、落札価格は568万円でした。その差額は2万円であります。この入札に参加した他の10業者はこの2万円というわずかなすき間、金額の中に569万円、569万5,000円、569万5,000円が2件ありました。さらに、ここから1,000円刻みです。596万6,000円、596万7,000円、596万8,000円、596万9,000円、そして予定価格の570万円が3件という入札の結果になっているのであります。この1,000円刻みの入札というのは談合か、あるいは神業としか言いようがありません。また、予定価格と同額の入札が3件もある、これは前代未聞のことであります。余りにもお粗末な内容と言わなければなりません。工事見積もりを真剣に積算努力をした、そういう跡形も見えない。事前に公表されている予定価格のぎりぎり、あるいは同額の札を入れるなど、これほど市民を馬鹿にした話はないのであります。談合以前の問題であります。

さらに、舗装工事における一伸建設と一伸商事の受注件数は10件中8件であります。しかも、金額が多いランクの工事は6件とも独占をして受注をしているのであります。これはまさに、受注の偏り、そのようなものではなく、まさに独占であります。入札参加者の公正な競争を著しく損なっていると言わなければなりません。本入札に参加している清川組、あるいは村本道路、日本道路、石本工業、柳原組、これらはいずれも実績のある業者であります。

旧新庄町の昭和58年度の建設課担当の舗装工事において、工事を立派に受注をし、完成しております。清川組が笛堂2号線870万円、村本道路が220万円、日本道路が町道金村線1,250万円、石本工業が町道西室3号線190万円、柳原組が弁之庄・西室線1,090万円、このように立派に実績のある、経験のある業者であります。どうしてこのようなことになるのでしょうか。

談合によってこのような偏り、独占という状況になっているとするなら、これはゆゆしい問題であります。公共工事の発注者として条件付一般競争入札の採用を初め、入札参加資格の見直しなどみずから改善に努力をするとともに、先ほど清村部長が答弁ありました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、公正取引委員会への通知など法律と制度を駆使して、不正行為の排除の徹底を図るべきではありませんか。再答弁を求めるものであります。

次に、新たな財政計画の策定についてであります。大武部長からる説明がございました。聞いておりますと、国の財政計画等々も含めて勘案をしなければならない。整理する必要がある。時期については、諸条件が整ってから中期の計画を策定をすると、こういうことであります。新しい交付税制度の問題も言及されました。これではいつまでたっても新市の財政計画はできないではありませんか。あの合併のときは立派に財政計画ができました。さらに見直しの計画もできました。どうして今回の場合、そのような形で先延ばしされるのか、大変疑問に思います。私は先日来、議論され決定された基本計画、いわゆる総合計画の成案をもって財政計画を策定すべきだと考えます。国の施策の諸条件よりも、実際の葛城市の財政需用を中心にしてその財政需用をどのように調整をして計画をつくるか、このことに腐心をしていただきたいと思えます。そういう点では先ほど来、申しましたが、とにかくこれから計画されている事業は盛りだくさんであります。157億の新市の建設計画はもちろんのこと、中道・諸楯線の進捗に伴って、新庄小学校にあります学校給食センターの移転の問題、幼稚園の移転の問題、さらには、新市の建設計画に盛り込まれていたごみ処理施設が当初30億円だったものが、44億円までに膨れ上がっている。事業費が削減されるものはあるけども、拡大するものが非常に多くなっているわけであります。当面するこういう事業についてもこのような状況であります。しかし、総合計画を策定するに当たって既に各担当部局からメニューや事業量、年次計画等が出されているはずであります。これらを精査をすれば、どれほどの歳出規模が必要か、当然わかるはずであります。しかし、歳入の規模は、先ほども申しましたように、ふえることは大変厳しい状況です。であるならば、今、それぞれ部長も申されました諸計画を取捨選択をしていく、このことが私は決定的に大事だというふうに思います。これをできるのは、事業部の長ではありません。財政部の財政課長ではありません。それは、吉川市長であります。吉川市長にしかこの決断は下されない。るる、大武部長から答弁ありましたけれども、市長、どうか新しい財政計画をつくり、市民に新しい展望を示すために、市長が決断をして財政の適正化、市民ニーズを実現をする、そういう財政計画を早期に策定をしていただきたい、いうふうに思います。この点は、市長に答弁を求めておきたいとこのように思います。

ゆうあいバスについてであります。部長から1人でも多くの人に利用していただくべく、努力をしている、あちこちで住民の皆さんからそのようなニーズを聞いている、このような答弁がありました。十分にゆうあいステーションに住民の皆さんの願いが届いているもの、このように思います。ところが、今、実施されています公共バス葛城号の運行ルートの見直しに当たって、新たな計画がされているということでもあります。私は行政としてどの地域に住民が住んでいようと、全ての市民が公共バスを利用できる、そして、ゆうあいステーションを公平平等に利用できるように便宜を図ることは、これは当然の責務であります。しかし、社会福祉協議会は、指定管理者として近隣住民のニーズにこたえ、サービスの向上に努め、市民の利用の拡大をすることは、ゆうあいステーションの経営を改善することでもあり、法人として、指定管理者として当然の経営努力の範囲であり、また市と連携をして公共バスとしての役割の一端を担うこと、これと利用者のためにゆうあいバスを運行することとは別の問題だと私は考えます。でありますから、社会福祉協議会はみずからの判断でゆうあいバスの運行を拡大をし、疋田、弁之庄など、当面、近隣の近庄地域の住民のニーズにこたえ、ゆうあいバスの運行を拡大し、さらなる事業の発展を目指すべきではないでしょうか。この点について、行政との連携の役割と社会福祉協議会としてのその役割を区別して経営に努力する、この問題について改めて答弁を求めておきたいと思っております。

答弁を求めます。

亀井議長 都市整備部長。

清村都市整備部長 白石議員さんの再質問でございますが、落札率、また入札方法についての質問でございます。

先ほど17年度の実績を申し上げたわけでございますが、18年度、年度途中でございまして、大きい土木工事等についてはほとんど発注を済んでいるわけでございます。例えば特Aにつきましては18年度として、今現在5本を契約しております。落札率が86.21から93.86でございます。A1につきましても5本契約しております、同じく95.12から95.94でございます。あと、土木につきましては、今、比較するほどの本数の発注はできておりません。建築工事につきましては3本でございます、94.84から96.73というふうな状況になっております。今現在、申し上げました分で比較しますと、若干ですが下がってきているというふうな結果になっております。あと半期分あるわけでございますが、あと中小、あるいは小の土木工事等が出てくるかと思っておりますが、現状、そういうふうな状況になっております。

また、18年度につきましては、指名業者の一部変更等もあるわけでございます。今のところ、指名業者の一部変更もございまして。実態は今、指名競争入札ということになっておるわけでございます。ご指摘のように、透明性なり、公正な競争の促進に向けまして、また入札につきましては十分検討しまして、協議し、公共工事のいわゆる適正化に向けまして取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

亀井議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま、17番、白石議員さんの方から、ゆうあいバスの運行の拡大についての

再質疑をいただきました。

ご質問もいただきましたように、4月1日から指定管理者として契約をさせていただいたところでございます。ご存じのように、社会福祉協議会というのはやはり行政と密にして連携を図りながら事業をやっていかなければならない部分と、社協独自の事業展開と申しましようか、事業の中で運営についてはやはり区分しながら運営をしていかなければならないと、こういうように思うところでございます。

特に、ご質問いただいております、ゆうあいステーションの利用の拡大という中で現行、当初に答弁させていただきましたように、葛城市内の住民の方々の足となるべき中でどういう形で利用の拡大を図っていくかということの中で、やはり、今現行、巡回バスが運営されている中で、そうしたものといかに共存しながら連携を図れる部分は図っていき、社協としての事業展開の中で独自性で展開する部分と、その辺を区別しながら日々の運営の中では計画なり将来に向かっての方向性を検討すべきものと、こう考えておるわけなんですけども、特に、ご質問の送迎と申しましようか、ゆうあいバスの利用拡大の中での足の利便性の中で、現在、市内の巡回バスの利用拡大を図るために、幹線ルートに接続するための地域巡回車が検討されておるといことでございます。こうしたことから、利用に関しましてはゆうあいステーションへの新庄地域の住民の方全ての方々の利用の拡大につながっていくというように考えておりますので、ご理解いただきたいとこのように思います。

亀井議長 市長。

吉川市長 白石議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

私には、いわゆる財政計画の見直しの問題の見解を問われたわけでございます。ご意見の中にもございましたように、財政計画の見直しといいますのは、いわゆる事業の取捨選択から始まりまして、その財源見通しということになるわけでございます。そういう意味からいきましたら、今までからの、そのことについて当議会におきましても、ご質問なりご意見をいただいて答弁をいたしておるとおりでございます。いわゆる、早急にそうしたことでの見直しを図りながら、安定した財政の運営によってまちづくりができるように努力をしていきたいと、そういうことでございます。

亀井議長 17番、白石君。あと6分です。

白石議員 入札契約事務の問題であります。

私はこの間、部長が答弁されたように、入札価格の事前公表や、入札結果の事後公表など、入札契約事務の改善にとともに取り組んできた、そして少なくとも官業の癒着を断ち切ってきた、このことは大いに評価をしています。今度はやはり業者がみずからの努力で、談合を打ち破ってまじめにその事業を経営をしていく、こういう立場になってもらわなきゃならない。まさに企業の努力が試されている、このようにも思います。しかし、それは行政の姿勢がどこにあるか、このことによって決まってくる、このように思います。どうか、建設業協会の幹部の方々とも議会の中でこのようなことが議論になったということをお伝えいただいて、ともに改善のために取り組んでいただきたい。根本的には制度として、条件付一般競争入札などを採用することによって、制度として競争性や、透明性や、公平性を担保する、そ

うことが大事だと考えます。先ほど来申しました談合の様子、あるいは発注業者の偏りの実態を肝に銘じていただいて、改善に努力をしていただきたい、このように思います。

新市の財政計画については、申せることはただ1点、市長の決断にかかっている。これです。ゆうあいバスの運行の拡大については、近隣住民の皆さんのお気持ちを十分理解をしていただいた、このように認識をいたしました。ぜひ、社会福祉協議会として行政との連携をし、住民のニーズにこたえ、住民福祉の増進を図っていくこの事業と、社会福祉協議会として独自の企業努力によって住民福祉を向上させ、さらに経営改善をしていく、こういう2つの努力を積み重ねていただいて、住民のニーズにこたえてもらえるという方向で頑張りたい、このように思います。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

亀井議長 これで、白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から葛城市議会会議規則第104条の規定により所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中、継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中、継続調査とすることに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員の皆様方には12日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、各執行機関におかれましては、会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、引き続き市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

吉川市長 閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

去る9月12日、開会をされました葛城市議会平成18年第3回定例会が、本日15日間の全日程を終えていただきまして、閉会をいただいたところでございます。その間、提案をいたしました全案件、原案どおり可決承認をいただきましたことにつきまして、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、会期中に寄せられました数々のご意見、ご提言をしっかりと受けとめながら、日々の行政推進に努める所存でございます。特に、今回の定例会におきまして、議決を賜りました葛城市基本構想に示されました将来像「悠久のロマンと時代の英知が織りなす爽快シティ、葛城市」実現に向かって、政策の柱でございます「安全・安心」「愛着・快適」「やさしさ・

生きがい」「参画・活力」の4つの目標のもとに、職員一致結束のもと、住民の皆様のご協力を得ながら邁進する覚悟でございます。

議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本日、大変長い期間、ご苦勞さんでございました。

これをもちまして、閉会のあいさついたします。

ありがとうございました。

亀井議長 以上で、平成18年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

閉 会 午後2時43分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 亀 井 一 二 三

議 会 副 議 長 阿 古 和 彦

署 名 議 員 川 辺 順 一

署 名 議 員 下 村 正 樹